

利尻富士町ワーケーション等体験施設利用内規

令和3年5月1日 企画政策課内規第1号

令和4年4月1日 企画政策課内規第2号

令和5年4月1日 企画政策課内規第3号

(目的)

第1条 利尻富士町（以下「町」という。）でのワーケーションや体験移住等を希望する者（以下「希望者」という。）に対し、滞在期間中の拠点となる施設（以下「体験施設」という。）を提供することにより、町への移住や二地域居住に対しての機運を醸成するとともに、地域の活性化に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 体験施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 旅番屋
- (2) 位置 利尻富士町鴛泊字栄町41番地

(利用申請)

第3条 体験施設を利用する希望者（以下「利用者」という。）は、利尻富士町ワーケーション等体験施設利用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

なお、利用者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) ワーケーションや体験移住等により、第5条第1項に規定する利用期間内ににおいて滞在すること。
- (2) ソーシャルネットワーキングサービス等により、滞在期間中に町の情報を発信すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 前各項に定めるもののほか、町長が必要と認める要件を満たすこと。

(利用許可)

第4条 町長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、利尻富士町ワーケーション等体験施設利用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 町長は、希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を直接の目的とする商業活動、入場料を徴収する催物その他の収益を目的とするとき。
- (3) 本文の規定により許可を受けた者以外の者が利用しようとしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、体験施設の管理上支障があるとき。

(利用期間)

第5条 体験施設の利用期間は、1回の利用申請につき1週間（6泊7日）以上2週間（13泊14日）以内とし、前条第1項に規定する許可書において定める。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

2 体験施設の入居及び明渡しは、午前9時から午後5時までの間に行わなければならない。

(利用料)

第6条 体験施設の利用料は、別表に定める額とする。

2 利用者は、前項に定める額を、利用期間満了日に精算し納付しなければならない。

3 利用料の額については、第4条第1項に規定する許可書において提示する。

(利用者の順守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 善良なる利用者の注意をもって体験施設を利用すること。
- (2) 電子ロック暗証番号は厳重に取り扱うこと。
- (3) 火気の取扱い及び冬期間にあつては水道凍結に十分注意すること。
- (4) 備付けの備品等を適正に取り扱うこと。
- (5) 体験施設の利用期間が満了したときは清掃を行うこと。
- (6) その他体験住宅の借用に関し町長が必要と認める事項。

(行為の制限)

第8条 体験施設及び敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (5) 文章、図書その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
- (7) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 喫煙（電子タバコを含む）及びペットを同伴すること。
- (9) 体験施設の全部若しくは一部を転貸し、又はその利用の権利を譲渡すること
- (10) その他体験施設の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取消し)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第4条の規定による利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による申請内容に偽りがあったとき。
- (2) 第7条及び第8条の規定に違反する行為があったとき。

(体験施設の明渡し)

第10条 利用者は、利用期間が終了する日又は前条の規定に基づき利用許可を取り消

された場合にあっては、直ちに体験施設を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は通常の使用に伴い生じた損耗を除き、体験施設を原状回復しなければならない。

- 2 利用者は、前項前段の明渡しをするときは、明渡し日を事前に町長に通知し、町立ち合いのもと体験施設の明渡しを行わなければならない。

(立入り)

第 11 条 町長は、体験施設の防火、火災の延焼、構造の保全その他体験施設の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても体験施設内に立ち入ることができるものとする。

- 2 利用者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(設備又は特殊備品の搬入)

第 12 条 利用者が体験施設の利用にあたり、特別な設備又は特殊備品の搬入をするときは、町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 利用者は、故意又は過失により体験施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは、汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(事故免責)

第 14 条 体験施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験施設内又は周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

附 則

この内規は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

タイプ	区分	利用料
2LDK	1 週間	5,000 円／泊
	1 週間以上 2 週間以内	4,000 円／泊
削除		